

－ 審査事務規程の一部改正について（第46次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする、乗車定員10人以上の乗用自動車及び車両総重量3.5tを超える貨物自動車には、協定規則で定めるラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象となる自動車及び審査方法を規定します。[6-25、7-25、8-25]
 - 乗車定員10人未満の乗用車の前面ガラス等に投影される、運転者の認知を支援するための視界アシスタント（FVA：Field of Vision Assistant）情報について、審査方法を規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する車両総重量3.5t以下の自動車及び軽油を燃料とする車両総重量3.5t以下の自動車は、粒子数（PN：Particle Number）の規制値に適合する必要があることを規定します。[7-58]
 - 乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車に搭載される事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、作動状態を記録する装置の審査方法を規定します。[6-110の2]
2. 貨物自動車の用途の判定について、「自動車の用途等の区分について（昭和35年9月6日付け自車第452号）」に係る審査方法を明確化します。[4-17]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347